

S T A C Y（定常臨界実験装置）施設等の変更に係る
 工事計画変更届の提出時期について

1. 経緯

令和2年8月21日付け原規規発第2008214号をもって原子炉設置変更許可を受け、令和3年1月27日付け令02原機（科保）127及び令和3年3月31日付け令02原機（科保）158をもって変更を届け出たS T A C Y（定常臨界実験装置）施設等の変更に係る工事計画について以下のとおり変更するため、令和4年7月29日付け令04原機（科保）073をもって届け出た。

(変更前)

		令和（年度）		3				4			
				I	II	III	IV	I	II	III	IV
S T A C Y 施設	使用済棒状燃料 貯蔵設備										
						製作、検査					

(変更後)

		令和（年度）		4				5			
				I	II	III	IV	I	II	III	IV
S T A C Y 施設	使用済棒状燃料 貯蔵設備										
								製作、検査			

これについて、規制庁より変更届の提出時期についてコメントがあり、工事計画変更届の提出時期の考え方を第2項に示す。

2. 工事計画変更届の提出時期の考え方について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第2項に基づき、工事計画（第23条第2項第6号）を変更した場合には、その時点から30日以内に変更を届け出ることとしている。

本件の場合では、第1四半期（令和4年4月1日から6月30日まで）の間に着工する見通しだったが工事着工ができなかったため、その時点から30日以内（7/29）に工事計画変更届の手続きを行っている。

上記の工事計画を四半期で管理する考え方^{*}について、平成30年4月に当時の規制庁担当者と調整し、平成30年5月8日に打ち合わせを実施しており、以降、この考え方に基づき工事計画変更届を行っている。

^{*}工事計画の表が四半期単位の場合、四半期の間に工事着工する場合は変更届を提出せず、四半期の間に工事着工できない場合に計画を変更する考え方。

3. 今後の対応について

工事計画は許可申請（補正）書に記載し、許可後は工事計画変更届で変更を行っている。許可申請、補正の段階から設工認認可前までの段階ではまだ工事契約締結前の段階であり、詳細な工事工程が記載できないため工事着工時期についてある程度の幅が必要である。しかしながら、設工認認可後は速やかに工事契約を行うことで詳細な工事工程が記載できるため、工事計画変更届において、より詳細な工事計画の記載とし、工事の開始時期が適切に認識できるよう改善したいと考える。

具体的には、以下のとおり工事計画を記載することで工程の開始時期を明確にし、工事計画を変更したときは、変更の日から 30 日以内に届出を行うこととする。

（例として第 1 四半期の 5 月から次年度第 1 四半期 6 月までの場合）

年度 項目		○				○			
		I	II	III	IV	I	II	III	IV
○	○○設備		製作、	検査					
施 設									